

別表第36 特定駐車場用型泡消火設備の点検の基準

1 機器点検

次の事項について確認すること。

(1) 水源

ア 貯水槽

変形、損傷、漏水、漏気、著しい腐食等がないこと。

イ 水量

規定量が確保されていること。

ウ 水状

著しい腐敗、浮遊物、沈澱物等がないこと。

エ 給水装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、機能が正常であること。

オ 水位計

変形、損傷等がなく、指示値が適正で、かつ、正常に作動すること。

カ 圧力計（圧力水槽方式のものに限る。）

変形、損傷等がなく、指示値が適正で、かつ、正常に作動すること。

キ バルブ類

漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

(2) 加圧送水装置

ア ポンプ方式

(ア) 電動機の制御装置

a 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

b 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

c 表示

適正であること。

d 電圧計及び電流計

変形、損傷等がなく、指示値が適正であること。

e 開閉器及びスイッチ類

変形、損傷、脱落、端子の緩み等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉機能が正常であること。

f ヒューズ類

損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。

g 継電器

脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がなく、機能が正常であること。

h 表示灯

正常に点灯すること。

i 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

j 接地

著しい腐食、断線等がないこと。

k 予備品等

予備品及び回路図等が備えてあること。

(イ) 起動装置

a 起動用水圧開閉装置

(a) 圧力スイッチ

変形、損傷、端子の緩み等がなく、設定圧力値が設計図書のとおりであること。

(b) 起動用圧力タンク

変形、損傷、漏水、漏気、著しい腐食等がなく、圧力計の指示値が適正であること。

(c) 機能

作動圧力値が適正であること。

b 火災感知装置

(a) 感知器

自動火災報知設備の機器点検の基準に準じ、機能が正常であること。

(ウ) 電動機

a 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 回転軸

回転が円滑であること。

c 軸受部

潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。

d 軸継手

緩み等がなく、機能が正常であること。

e 機能

正常であること。

(エ) ポンプ

a 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 回転軸

回転が円滑であること。

c 軸受部

潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。

d グランド部

著しい漏水がないこと。

e 連成計及び圧力計

正常に作動すること。

f 性能

適正であること。

(オ) 呼水装置

a 呼水槽

変形、損傷、漏水、著しい腐食等がなく、水量が規定量以上あること。

b バルブ類

漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

c 自動給水装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、機能が正常であること。

d 減水警報装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、機能が正常であること。

e フート弁

吸水に障害となる異物の付着、つまり等がなく、逆止効果が正常であること。

(カ) 性能試験装置

変形、損傷、腐食等がなく、機能が正常であること。

イ 高架水槽方式

変形、損傷、腐食、漏水等がなく、所定の圧力が得られること。

ウ 圧力水槽方式

変形、損傷、腐食、漏水等がなく、所定の圧力が確保されており、かつ、圧力の自然低下防止装置が正常に作動すること。

(3) 減圧のための措置

減圧弁等に変形、損傷、漏れ等がないこと。

(4) 配管等

ア 管及び管継手

漏れ、変形、損傷等がなく、他のものの支え、つり等に利用されていないこと。

イ 支持金具及びつり金具

脱落、曲がり、緩み等がないこと。

ウ バルブ類

漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

エ ろ過装置

ろ過網の変形、損傷、異物の堆〔たい〕積等がないこと。

オ 逃し配管

変形、損傷、著しい腐食等がなく、逃し水量が適正であること。

カ 流水検知装置二次側配管（予作動式のものに限る。）

圧力が適正であること。

キ 末端試験弁

漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

ク 混合装置試験弁

漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

ケ 標識

制御弁及び末端試験弁である旨の標識が適正に設けられていること。

(5) 泡消火薬剤貯蔵槽等

ア 消火薬剤貯蔵槽

変形、損傷、漏液、漏気、著しい腐食等がないこと。

イ 消火薬剤

変質、著しい汚れ等がなく、規定量以上貯蔵されていること。

ウ 圧力計

変形、損傷等がなく、指示値が適正で、かつ、正常に作動すること。

エ バルブ類

漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

(6) 泡消火薬剤混合装置及び加圧送液装置

ア 外形

変形、損傷、漏水、漏液等がないこと。

イ 泡消火薬剤混合装置（調整機構を有するものに限る。）

調整機構の設定状態が設置時と同じであること。

ウ 加圧送液装置

漏液等が無く、加圧用ポンプを用いるものにあっては、加圧送水装置に準じた点検を行い、機能が正常であると。

(7) 閉鎖型泡水溶液ヘッド等

ア 外形

漏れ、変形、損傷、著しい腐食等がなく、他のものの支え、つり等に利用されていないこと。

イ 感知障害

ヘッドの周囲に感熱を妨げるものがないこと。

ウ 放射障害

ヘッドの周囲に散水分布を妨げるものがないこと。

エ 未警戒部分

ヘッドが設けられていない部分がないこと。

オ 適応性

設置場所に適応するヘッドが設けられていること。

(8) 開放型泡水溶液ヘッド等

ア 外形

漏れ、変形、損傷、著しい腐食、つまり等がないこと。

イ 放射障害

ヘッドの周囲に散水分布を妨げるものがないこと。

ウ 未警戒部分

ヘッドが設けられていない部分がないこと。

(9) 感知継手等

ア 外形

漏れ、変形、損傷、著しい腐食等がなく、他のものの支え、つり等に利用されていないこと。

イ 感知障害

感知継手の周囲に感熱を妨げるものがないこと。

ウ 未警戒部分

感知継手が設けられていない部分がないこと。

エ 適応性

設置場所に適応する感知継手が設けられていること。

(10) 一斉開放弁（電磁弁を含む。）

漏れ、変形、損傷、著しい腐食、端子の緩み、脱落等がなく、機能が正常であること。

(11) 流水検知装置

ア バルブ本体及び附属品

漏れ、変形、損傷等がなく、圧力計の指示値が適正であり、かつ、機能が正常であること。

イ リターディング・チャンバー

変形、損傷、著しい腐食等がなく、かつ、オートドリップ等による排水が有効であること。

ウ 圧力スイッチ

変形、損傷、端子の緩み等がなく、設定圧力値が設計図書のとおりであり、かつ、作動圧力値が適正であること。

エ 音響警報装置及び表示装置

機能が正常であること。

オ 減圧警報装置

作動圧力及び警報が適正であること。

(12) 泡ヘッド

ア 外形

漏れ、変形、損傷、著しい腐食等がなく、他のものの支え、つり等に利用されていないこと。

イ 泡放出障害

ヘッドの周囲に散水分布を妨げるものがないこと。

ウ 未警戒部分

ヘッドが設けられていない部分がないこと。

(13) 耐震措置

アンカーボルト、可とう管継手等に変形、損傷、著しい腐食等がなく、耐震措置が適正に行われていること。

(14) 制御盤

ア 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

イ 外形

変形、損傷等がないこと。

ウ 電圧計

変形、損傷等がなく、指示値が適正であること。

エ 表示

適正であること。

オ 予備品等

予備品、回路図等が備えられていること。

カ スイッチ類

端子の緩み等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉機能が正常であること。

キ ヒューズ類

損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。

ク 表示灯

正常に点灯すること。

ケ 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等のないこと。

コ 接地

著しい腐食、断線等の損傷がないこと。

サ 予備電源及び非常電源

a 電源の自動切替機能

電源の自動切替機能が正常であること。

b 端子電圧・容量

所定の電圧値及び容量を有していること。

2 総合点検

(1) 起動性能等

流水検知装置又は起動用水圧開閉装置が作動することにより加圧送水装置が起動し、電動機の運転電流値が許容範囲内であり、運転中に不規則、不連続な雑音又は異常な振動、発熱がないこと。

(2) 放射圧力

放射圧力は、使用するヘッドの最低放射圧力以上でかつ最高放射圧力以下であること。

(3) 希釈容量濃度

使用する設備の最低希釈容量濃度以上でかつ最高希釈容量濃度以下であること。

(4) 発泡倍率

5 倍以上の発泡倍率であること。

(5) 25%還元時間

60秒以上であること。